

1. 日程第2、会議案第2号

○議長村田憲俊君　日程第2、会議案第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木俊雄君。

○55番佐々木俊雄君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま議題となりました会議案第2号につきまして、提出者を代表いたしまして、その概要を御説明いたします。

会議案第2号北海道花きの振興に関する条例案についてであります。本条例案は、令和2年1月より、自民党・道民会議、農業振興議員連盟で検討を開始し、さらに、条例検討プロジェクトチームを立ち上げ、議論を重ね、4月に、自民党・道民会議議員提案条例検討会を設置し、東道議を座長として検討を進めてきたものであり、今般、我が会派から提出する運びとなったものであります。

この条例案は、花卉産業の持続的な発展、及び、道民の豊かで健康な生活の実現に資するよう、花卉の振興に関し、道、道民、花卉産業事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、花卉の振興に関する施策を推進することを目的としております。

また、道が花卉の振興計画を策定するとともに、国、市町村、道民、花卉産業事業者及び関係団体との連携に努めながら、花卉の振興に関する施策を総合的に推進するものとしております。

この施策を推進するに当たっては、花卉産業事業者の安定的な生産及び流通の高度化を図るため、人材の育成等の措置を講ずるものとするほか、道民の日常生活における花卉を活用した取組を促進するため、花卉との触れ合いの場や機会を提供するものとしております。

さらには、花卉及び花卉の文化に対する理解を深めるため、普及啓発や情報提供等の措置を講ずることとするほか、8月7日を「北海道花の日」として設けることを定めております。

この条例案は、公布の日から施行するとともに、5年を経過するごとに、社会情勢の変化等も踏まえて、この条例の施行状況を勘案して、必要な措置を講ずることとされております。

以上、条例案の概要を申し上げましたが、花卉は、その彩りの美しさや香りにより、多くの人々に潤いと安らぎを与え、豊かで健康な暮らしをもたらすことから、花卉の文化や産業等を振興するためにも、この条例の制定は大変に有意義なものと考えております。

議員各位の御審議を頂きたくお願ひ申し上げ、提案説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひします。（拍手）（発言する者あり）

1. 質 疑

○議長村田憲俊君　これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

真下紀子君。

○70番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の真下紀子でございます。

日本共産党道議団を代表いたしまして、ただいま、自民党・道民会議から提案説明のありまし

た、会議案第2号北海道花きの振興に関する条例案に関する質疑をいたします。

2014年——平成26年6月20日、第186回通常国会において、議員立法による、花きの振興に関する法律が成立し、日本で初めて花卉の振興を目的とする法律ができました。

この法律の目的は、「花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっていること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図るために」と明記されており、賛同するものです。

その上で、「農林水産大臣による基本方針の策定を定めるとともに、花き生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与すること」としております。

本道においても、花卉生産者、花卉産業のこれまでの努力の上に、花の文化を享受することができていることを深く感じるところであり、コロナ禍の中で苦境にある花卉産業全体への支援が必要と考えております。

そこでまず、条例提案の方法について伺います。

国会で、議員立法として全会一致で成立させた経緯を鑑みると、道議会の条例制定に向けても、全ての議員会派が全会一致を目指し、その策定過程から一定の時間をかけて練り上げていくことが望ましいのではないかと考えるところです。

そこで、提案者である自民党・道民会議の条例提案の考え方を伺うとともに、一般質問が終了した直後、このタイミングで提案することを選択した理由をお聞かせください。

次に、道民の責務についてです。

条例案では、法と同様、第1条に、「花き産業の持続的な発展及び道民の豊かで健康な生活の実現に寄与することを目的」と記載する一方、道民の役割として、第4条で、「道民は、花きに対する理解を深め、日常の生活で花きを活用するよう努めるものとする。」、道の実施する花卉振興に関する施策に協力するよう努めると、道民に対して努力義務を課す内容となっております。

さらに、第7条では、「北海道花の日」を設ける理由について、「道民の花きに対する関心及び理解を深めさせるとともに」とされ、道民に対して、させることが強調されています。

花きの振興に関する法律では、農林水産大臣の基本方針の策定、種々の措置を講ずることによって、花卉産業及び花卉の文化の振興を図るために、国民の努力義務、責務を求める内容はありません。

都道府県に振興計画策定と研究開発などとの連携などが記されています。行政が役割を果たすことをもって、花卉産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することとされているわけです。

先行する岐阜県の条例では、御提案の条例案同様、県民の努力義務が記載されていることは承

知しておりますが、私どもは、この法の趣旨にのっとって、行政施策の結果として、文化振興につながる条例案とすべきではないかと考え、この点についての修正を求めることがあります。提案者のお考えを伺います。

日本の花卉の生産技術は高い水準にあり、多様で高品質な国産花卉は国際的にも高い評価を得ており、こうした中で、北海道の花卉生産、花卉産業が大きな役割を果たしています。

今般の新型コロナ感染症拡大による様々なイベント等の中止などにより、花卉生産、花卉産業の経営に大打撃となっており、国や道が支援することは喫緊の課題です。

同時に、花は文化です。

華道は、花を芸術にまで高めました。フラワーアレンジメントや盆栽、門松のほか、日常生活を豊かにし、結婚や入学、卒業など、人生のターニングポイント、最後のお別れのときなど、心を癒やしてくれる花は、既に国民の生活に深く浸透しています。

道民自らが望んで花卉に関心を持ち、手に取ることで、国民の心豊かな生活の実現につながることは言うまでもありません。

だからこそ、道の花き振興計画が、どれだけ道民生活に、どれだけ広がりを持ったものになるか、道民の選択にかなうことになるかが問われるわけです。

花卉産業の支援にとどまらず、コロナ禍でも、道民にとって憩いと癒やしをもたらし、日々の生活に花が生かされる条例となるよう、前文に書き込むことも併せて御検討願います。いかがでしょうか。

以上、再質問を留保し、私の質疑を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○83番東国幹君（登壇・拍手）（発言する者あり）真下議員の質問にお答えいたします。

私の立場として、自民党・道民会議を代表して、条例提案の考え方、その一般論を述べる立場にはございませんが、あえてそれらしいことを申し上げるとすれば、地方自治法112条には、全議員の12%、本道議会では9名の賛同者がいれば、たとえ1名でも提案できることとなっております。

この規定は、議員の権利として尊重しなければならない条項と考えますし、その運用は、簡素、明快にされるべきだと考えます。

たとえ会派となっていない少数でも、それは、自由闊達に条例提案のできることが担保されていなければならないと考えます。

また、その時々の社会情勢等を鑑み、あるいは、条例の内容等も千差万別ですが、提案の在り方は、法規内であることを前提に、なるべく縛りというものを少なめにすることが肝要ではないかと考えるところでございます。

また、タイミングということ、審議の長短、それは議員個々の感覚で差異があることを認めながら、仮にそのずれがあったとしたら、提案者は、絶えずその採決に影響があることを覚悟して、提案に臨んでいくべきと考えます。

そして、第4条の道民の役割についてでありますが、努めるという文言は、その条例案には入

ってはおりますが、義務、そして努力という単語は、一切入ってはおりません。

また、第7条にしても、させるが強調されているというふうには、我々は考えておりません。

いわゆる道民の役割の条項ですが、条例の目標である、花卉産業の持続的な発展と道民の豊かで健康な暮らしを実現していくためには、花卉の生産者や、流通・販売事業者、花卉団体の取組はもとより、道民の方々が、北海道の花のすばらしさを知って、日常的に使ってもらうなど、オール北海道で花卉の振興を図っていくことが何よりも大切であることから、本条例においては、道産の花卉への理解を深め、日常生活で花卉を活用するといった道民の役割を規定したところであります。

なお、農業関係では、北海道食の安全・安心条例においても、同様に、道民の役割が規定をされております。

次に、前文に関する御提案でありますけれども、その御提案は大変共鳴するものであり、大変感服するところでもございます。

本条例が仮に採択されたとなると、末永く道民に親しまれる条例となることを願ってやまないわけですが、今後、長い年月の中で、コロナ禍ならずとも、様々な道民生活の課題があり得るわけであります。

その中には、今時点では予測もできない最悪もあるかもしれません。そういう中につけても、道民にとって、日々の生活、その隣に花一輪でもあることで、憩いと癒やしと勇気が増幅する、そんな道民生活であることを願い、前文を作成したところであります。

議員の御提案は、前文の原案に包含されているものと考えます。

また、新型コロナウイルスによる生産や消費への影響など、その時々の花卉の振興における課題、対応策については、条例案第3条に基づき、道が定める北海道花き振興計画に盛り込まれているものと考えております。

以上であります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 真下紀子君。

○70番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、東議員から御答弁頂きましたけれども、花のことですか、花卉産業のことに非常に詳しい東議員の答弁とは、とても信じられませんでした。

花を愛することは、誰にとっても自らの心から発するものであり、誰かにさせられるものではありません。

まして、今回の条例というのは、誰もが願っている花卉産業の振興と、そしてまた、道民の豊かで健康な生活の実現に寄与すること、ここに何も問題はないわけで、できれば全員一致の下で条例を可決していきたいという思いでおります。ですから、修正を求めているわけです。

ましてや、その、意見書の発議の地方自治法まで持ち出されておっしゃられておりますが、そのことについては何も質問をしていないのに、わざわざそのことを答弁されるというのは、いか

がなものかと。

私は、自民党・道民会議というのは、道議会の最大会派であって、道民の思いを広く包含できる豊かな知見を、そして見識をお持ちの議員の皆さんのが集まりだと思っております。

だからこそ、この条例においても、できれば練り上げて修正すべきところ、それから、意見があるものについては一定程度取り入れて、そして、全員が気持ちよく賛成できる条例案になるようにお願いを申し上げて、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 真下紀子君の質疑は終了いたしました。